

ひとり親家庭のしおり



令和5年6月
豊島区子ども家庭部子育て支援課

ひとり親家庭支援センターです。

ひとり親家庭に関する相談
子育ての不安や悩みの相談
ひとり親になるかもしれない
相談等
お気軽にご相談ください。

ひとり親家庭支援センター

TEL 03 (3981) 2119

目 次

1	相談	3
2	手当	
	児童扶養手当【18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を監護するひとり親等】	4
	児童育成手当【18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を監護するひとり親等】	5
	児童手当・特例給付【中学校3年生までの児童を養育している方に】	5
3	医療	
	ひとり親家庭等医療費助成	6
4	貸付	
	東京都母子及び父子福祉資金【20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親の方に】	7
	生活福祉資金【所得が少ない世帯の方に】	8
	総合支援資金【生活再建に向けた取り組みをされる方に】	10
5	日常生活	
	保育園【就労や病気で昼間子どもを保育できないときに】	11
	認定こども園	11
	私立幼稚園	12
	一時保育【お子さんを預けて用事を済ませたいときに】	12
	「豊島区子育て支援サイト ママフレ」/「豊島区子育て情報ハンドブック」	12
	病児・病後児保育	13
	ファミリー・サポート・センター事業 / センター利用料助成制度	14
	子どもショートステイ	15
	子育て訪問相談事業～としま いつしょに子育て～	15
	育児支援ヘルパー事業【日常の家事に困ったときに】	16
	訪問型病児保育利用料助成	17
	学童クラブ【就労等で放課後子どもを預けたいときに】	18
	ひとり親家庭で育つ子どもの学習支援事業～まなび舎エール～	19
	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	19
6	就労支援	
	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業【ハローワークと連携した就労支援】	20
	ワークステップとしま【ハローワーク池袋の附属施設】	20
	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金【国家資格を取りたい方のために】	21
	豊島区母子家庭及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金【修業を終了したときに】	21
	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金【教育訓練を受講するときに】	22
	くらし・しごと相談支援センター【就労サポート・家計支援】	23
	東京都ひとり親家庭支援センター はあと・はあと飯田橋	23
7	職業訓練	
	東京都立職業能力開発センター【知識・技能習得、キャリアアップ】	24
	東京しごとセンター【就業相談、スキル習得セミナー、能力開発】	24

8 住まい	
母子生活支援施設【18歳未満の児童を養育している母子家庭の方に】	25
子育てファミリー世帯への家賃助成制度	25
住み替え家賃助成【取り壊しのため転居を求められているひとり親家庭の方へ】	26
安心住まい提供【立ち退き等緊急に住宅を必要としているひとり親家庭の方に】	26
区営福祉住宅【住宅を必要とする母子世帯向けの住宅】	27
公的住宅のご案内【区営住宅・都営住宅・UR賃貸住宅】	27
住宅確保給付金の支給【離職等により家賃支払いが困難な方に】	28
居住支援協議会【住まい探し支援】	28
9 優遇制度	
JR通勤定期乗車券の割引【3割引で購入】	29
都営交通無料乗車券の交付	29
都営水道料金の免除【基本料金等が一部免除】	30
粗大ごみの収集手数料の免除【家具など粗大ごみ収集手数料が免除】	30
区立自転車駐車場等の利用料免除【定期利用・当日利用等の利用料が免除】	31
親子ふれあい助成	31
豊島区立体育施設の使用料（個人利用）免除	32
10 学校関係	
就学援助【お子さんが義務教育に通っている方へ】	33
豊島区奨学金の制度（給付型）	33
受験生チャレンジ支援貸付事業【学習塾等受講料、大学受験料の貸付】	34
私立高校等の教育費負担を軽減する事業【お子さんが私立高校に通っている方へ】	34
都立高校等の教育費負担を軽減する制度【お子さんが都立高校等に通っている方へ】	36
その他進学に関する事業	37
11 税金関係	
税の軽減制度【ひとり親控除・寡婦控除・住民税の非課税・利子非課税制度】	39
12 結婚について	
離婚の種類	41
離婚時に決めておくべき主な内容	41
13 法律相談	
法的機関【区民相談・女性の法律相談・法テラス】	42
14 養育費について	
養育費の取り決めに対する支援	43
公正証書とは	43

相談

困ったことや悩んでいることがあればご相談ください

【ひとり親家庭支援センター】

母子家庭の母、父子家庭の父、または、これからひとり親になられる方のご相談をお受けしています。

■相談内容

ひとり親家庭の仕事に関する相談、子育ての不安や悩みの相談これからひとり親になるかもしれない状況の相談等

■日時

月～金曜日 午前8時30分から午後5時（祝日は除く）

◇窓口

ひとり親家庭支援センター（子育て支援課内） TEL 03-3981-2119 豊島区役所4階

【女性相談】

■相談内容

女性の日常生活全般、配偶者からの暴力に関すること

■日時

月～金曜日 午前8時30分～午後5時まで（祝日は除く）



【家庭相談】 *予約制

■相談内容

夫婦、親子、嫁姑、扶養など家庭内の問題・離婚後の養育費、面会交流等の相談

■日時

月・木曜日 午後1時～午後5時（祝日は除く）

☆家庭相談員がお話をうかがいます（空きがあれば当日予約も可）

◇窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ TEL 03-3981-2119 豊島区役所4階

【育児相談】

■相談内容

育児相談、子どもの日常生活や発達に関する相談

■日時

月～金曜日 午前9時～午後6時 土曜日 午前9時～午後5時

◇窓口

東部子ども家庭支援センター TEL 03-5980-5275 上池袋2-35-22

西部子ども家庭支援センター TEL 03-5966-3131 千早4-6-14

【健康相談】

■相談内容

子どもの健康や予防接種に関するこ

とおとなのこころとからだの健康に関するこ

■日時

月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日は除く）

◇窓口

池袋保健所 TEL 03-3987-4174 東池袋4-42-16

長崎健康相談所 TEL 03-3957-1191 長崎3-6-24

■相談内容

人間関係や生き方、家族問題などの女性の悩みについて女性臨床心理士が話をうかがいます

■日時 第2水曜日 13:30～16:30

第4火曜日 18:00～21:00

◇窓口

男女平等推進センターTEL 03-5952-9501

【子育てインフォメーション】

子育てに関する情報（遊び場やイベント等）の紹介、相談内容に応じた窓口のご案内をしています

■日時

月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日は除く） 土、日曜日 午前9時～午後5時

子育てインフォメーション TEL 03-4566-2487 南池袋2-45-1 豊島区役所 4階

手 当

【児童扶養手当】

■対象

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの児童（中程度以上の障害を有する児童は、20 歳未満まで対象）を監護する母、監護しきつ生計を同じくしている父または父母以外で児童を養育する方

1. 父母が離婚している
2. 父または母が死亡している
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に 1 年以上遺棄されている
6. 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けている
7. 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている
8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない

■手当額

所得に応じて手当額が異なります。

児童 1 人目	<全部支給>44,140 円	<一部支給>10,410～44,130 円
児童 2 人目	<全部支給>10,420 円加算	<一部支給>5,210～10,410 円加算
児童 3 人目以降	<全部支給>6,250 円加算	<一部支給>3,130 円～6,240 円加算

※令和 5 年 4 月の改定額

■支給方法

認定請求の翌月の分から支給対象となります。支払月は、奇数月（1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月）の年 6 回（それぞれの支払月の前月までの 2 か月分が支払われます）各支払月の 10 日頃に指定の口座に振込みます。

■所得制限

受給者及び同居の扶養義務者の所得制限があります。

■支給対象外

次のいずれかに該当するときは支給の対象となりません。

1. 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
2. 児童が里親等に委託されているとき
3. 父または母が事実上の婚姻関係にあるとき
(障害の状態にある場合を除く)

※請求者または児童、もしくは両方が公的年金を受給している場合は、

手当の支給額が一部または全額停止となります。

※令和 3 年 3 月より障害基礎年金等を受給中の方の所得の計算方法が変わりました。

詳細はお問い合わせください。

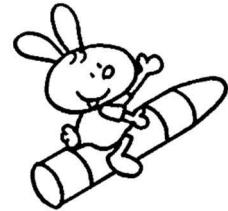


【児童育成手当】

■対象

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を養育している方

1. 父母が離婚している
2. 父または母が死亡している
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母の生死が不明
5. 父または母に 1 年以上遺棄されている
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
7. 父または母が法令により 1 年以上拘禁されている
8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない



■手当額

児童 1 人につき月額 13,500 円

■支給方法

認定請求の翌月の分から支給対象となり、10 月(6 月～9 月分)、2 月(10 月～1 月分)、6 月(2 月～5 月分)の 3 回が支払月です。各支払月の 12 日頃に指定口座に振込みます。

■所得制限

申請者の所得制限があります。

■支給対象外

次のいずれかに該当するときは、支給の対象となりません。

1. 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき
2. 児童が里親等に委託されているとき
3. 父または母が事実上の婚姻関係にあるとき (障害の状態にある場合を除く)

【児童手当・特例給付】

■対象

区内に住所があり、中学校 3 年修了前まで (15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで) の児童を養育している方

■所得制限

申請者または配偶者の所得が所得上限額以上の方には支給されません。

■手当額

1. 所得制限額未満の方

児童 1 人について月額

- ・0 歳～3 歳未満 15,000 円
- ・3 歳以上小学校修了前 10,000 円 (第 1 ・ 2 子)、15,000 円 (第 3 子以降)
- ・中学生 10,000 円

※第 1 子の数え方は、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童で数えます。

2. 所得制限額以上の方 (特例給付) ※

児童 1 人について月額 5,000 円 (一律)

◇窓口

子育て支援課 児童給付グループ TEL 03-3981-1417

医 療

【ひとり親家庭等医療費助成】

母子・父子家庭等の方が医療機関で保険診療を受けたときに支払う自己負担金の一部または全部(保険のきかないものは不可)を助成する制度です。

(**乳**)・(**子**)・(**青**)医療証(子ども医療費助成)をお持ちの方はそちらの医療証が優先されます。

■対象

区内に住所があり、次のいずれかの状態にある18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(中程度以上の障害を有する児童は20歳未満まで対象)を監護する父もしくは母、または父母以外で児童を養育する方およびその児童。

1. 父母が離婚している
2. 父または母が死亡している
3. 父または母が重度の障害を有している
4. 父または母が生死不明
5. 父または母に1年以上遺棄されている
6. 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
7. 父または母が法令により1年以上拘禁されている
8. 婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない



■所得制限

申請者及び同居の扶養義務者の所得制限があります。

■対象とならない方

1. 国民健康保険または社会保険等に未加入の方
2. 生活保護の医療扶助を受けている方
3. 里親等に委託されている児童
4. 児童福祉施設等(母子生活支援施設・保育園等を除く)に措置により入所して、健康保険の適用を受けない児童
5. 外国籍の方で在留資格が短期滞在や興業、または在留資格等がない方

■助成内容

保険診療の自己負担分から受給者負担額を除いた金額を助成します。申請者及び扶養義務者の住民税の課税状況によって、受給者負担額が異なります。

1. 住民税を課税されている方がいる場合……医療費の1割負担
※食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は自己負担です。
※個人の外来18,000円、個人の入院57,600円を超えた場合は高額医療費として超えた金額を助成します。
2. 全員が住民税非課税の場合……医療費の自己負担なし
※食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は自己負担です。

◇窓口

子育て支援課 児童給付グループ TEL 03-3981-1417

貸付

【東京都母子及び父子福祉資金】

都内に6ヶ月以上居住し、区内に住所のある20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母、又は父子家庭の父等の方が、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金をお貸しする制度です。償還の計画を立てることができる方が対象です。

■資金の種類

資金の名称	貸付利用対象	貸付金の内容
事業開始資金	母・父	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金
事業継続資金	母・父	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金
技能習得資金	母・父	母又は父が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するため必要な資金
修業資金	児童・子	児童又は子が事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	母・父・児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金
医療介護資金	母・父・児童	医療または介護保険によるサービスを受けるために必要な資金
生活資金	母・父	知識技能を習得している期間等の生活を維持するために必要な資金
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金
転宅資金	母・父	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代に充てるための資金
結婚資金	児童・子	児童又は子の婚姻に際し必要な資金
修学資金	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高専又は専修学校において修学するのに必要な資金(授業料等)
就学支度資金	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高専又は専修学校に入学するため必要な資金(入学金等)

■貸付限度額・利子等

原則連帯保証人を立てていただき無利子での貸付ですが、資金の種類や連帯保証人の有無によって異なります。連帯保証人が立てられない場合、貸付資金の種類で、限度額や利子は異なりますのでお問い合わせください。

◆窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ TEL 03-3981-2119



【生活福祉資金】

所得が少ない世帯、障害者や療養・介護を要する高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによりその世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉の貸付制度です。

■対象

都内にお住まいの方で、次のいずれかに該当する世帯

1. 低所得世帯（世帯の所得が収入基準を超えない世帯）
2. 障害者世帯（「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」いずれかの交付を受けた方の属する世帯、あるいは障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有していること）
3. 高齢者世帯（日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属し、その収入が収入基準を超えない世帯）

*ひとり親世帯の方は「母子及び父子福祉資金」が優先

*「障害者世帯」「高齢者世帯」の貸付条件や収入基準は借り入れる資金がその世帯の障害者・療養中や要介護の高齢者のために利用される場合のみ適用

*詳細については窓口にお問い合わせください。

■資金の種類

次頁の表を参照してください。

■貸付限度額・利子等

資金の種類によって異なりますので、お問い合わせください。

原則として連帯保証人が1人必要です。立てられない場合は有利子（年1.5%）。

民生委員の面接が必要。

◇窓口

豊島区民社会福祉協議会 総務課 貸付担当 TEL 03-6388-0055



■生活福祉資金一表

資金の種類		資金の目的	貸付対象世帯
教育支援資金	教育支援費	学校の授業料に必要な費用 ○学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短大、大学、専修学校の授業料など	低所得
	就学支度費	学校に入学する際に必要な費用 ○上記学校の入学時に必要な入学金	低所得
福祉資金	福祉費	技能習得に必要な経費 ○就職するための知識、技能習得及び生計中心者の技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得 障害者
		自営業に必要な経費 ○設備、機械、器具等購入、修理する費用、店舗、作業場の補修、改造費用、新規創業時の資材購入など ※申請前に中小企業診断士との面接が必要 ※自営業支援の他制度が優先	低所得 障害者
		出産・葬祭に必要な経費	低所得
		住居の移転等に必要な経費 ○住居の移転に際し必要な経費、賃貸契約の更新に伴う経費	低所得 障害者 高齢者
		就職に際し必要な経費 ○洋服・靴・通勤定期等の購入費	低所得 障害者
		その他日常生活上一時的に必要な経費 ○年金の掛金や健康保険料の未納分、義務教育に係る費用 ○生活保護世帯の生活必需品等の購入費用	低所得
		住宅の増改築、補修等に必要な経費	低所得 障害者 高齢者
		福祉用具等の購入に必要な経費 ○機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るために用具を購入等するのに必要な経費	障害者 高齢者
		障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者
		負傷又は疾病の治療に必要な経費 ○病気、負傷による治療のため支払が必要な経費、生計中心者の療養の場合に、その期間中の生計を維持するための経費	低所得 高齢者
		介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費	低所得 障害者 高齢者
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	
		災害を受けたことにより臨時に必要となる費用	低所得
緊急小口資金		医療費の支払いや火災などの被災によって臨時に必要な生活費や、その他、年金・失業給付など支給開始までなどに必要な生活費	低所得

◇窓口

豊島区民社会福祉協議会 総務課 貸付担当 TEL 03-6388-0055

【総合支援資金】

離職等により日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。原則として自立相談支援事業の利用及び継続的な支援を受けることが要件です。

■対象

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のすべての要件を満たしている方

1. 低所得世帯であって、失業や減収となって2年以内であり、生活に困窮し日常生活の維持が困難になっていること（それまでは自らの就労収入により同一の仕事を6ヶ月以上継続し生計を維持していたことが客観的に確認できること）
2. 借入申込者の本人確認が可能であること
3. 住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれることなど
4. 支援により自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めるこ
5. 他の公的給付または貸付を受けることができず生活費を賄うことができないこ

■貸付種類

生活支援費・一時生活再建費・住宅入居費

■限度額・利子等

貸付種類によって貸付対象者、限度額が異なりますので、お問い合わせください。

連帯保証人あり・・無利子、連帯保証人なし・・年1.5%

◇窓口

豊島区民社会福祉協議会 総務課 貸付担当 TEL 03-6388-0055



日常生活

【保育園】

保護者の就労や疾病などで、家庭で子どもを保育できないとき、保護者に代わって保育します。区内には、認可保育園 93 園（区立 16 園、公設民営 2 園、私立 75 園）と 2 歳児クラスまでの地域型保育事業 21 施設（小規模保育 19 施設、家庭的保育 2 施設）があります。（施設数は令和 5 年 4 月 1 日時点）また、待機児童対策として、居宅訪問型保育事業、豊島区臨時保育所（仮称）があります。

■対象

就学前の児童を扶養している保護者の方で、以下の保育を必要とする事由に該当する方

1.就労 2.妊娠・出産 3.疾病・障害 4.介護・看護 5.就学 6.求職活動 7.災害復旧

8.その他

明らかに家庭での保育が困難であると豊島区長が認めるとき

■保育時間

午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までの間で、ご家庭の就労状況等により決定します。（地域型保育事業は施設によって開所時間が異なります）また、延長保育時間は保育施設によって異なります。

*区立保育園では 8 ヶ月児に満たないお子さんは午前 8 時 30 分から午後 5 時までの範囲内となります。（私立・地域型保育事業は、取扱いが異なります）

*区立（公設民営含む）保育園での延長保育は満 1 歳以上からとなります。（私立・地域型保育事業は、取扱いが異なります）

■保育料

毎月の保育料は、各家庭の住民税額等により決定します。ひとり親家庭の場合は所得によって負担軽減もあります。区立保育園と私立保育園、地域型保育事業の保育料は同じです。

*延長保育料は、区立保育園（公設民営含む）と私立保育園、地域型保育事業では異なります。

《幼児教育・保育の無償化について》

3 歳児クラスから 5 歳児クラスまでの全ての子どもと、0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもの利用料は無償です。

■入園申込

入園は毎月 1 日です。申込締切日は入園希望月の前月の上旬頃です。

※1 月～4 月の入園申込は、締切日が異なります。

詳細は区ホームページで豊島区認可保育施設入園・転園・延長保育利用のしおりをご確認ください。

◇窓口

保育課 入園第一グループ・入園第二グループ TEL 03-3981-2140

【認定こども園】

■保育料

ひとり親家庭の場合は所得によって負担軽減もあります。くわしくは下記窓口にお問い合わせください。

◇窓口

教育標準時間認定（1 号認定）保育課 幼稚園グループ TEL 03-4566-2481

保育認定（2・3 号認定） 保育課 入園第一グループ・入園第二グループ TEL 03-3981-2140

【私立幼稚園】

■園児保護者補助金

私立幼稚園に通園する園児保護者の補助金は、各家庭の住民税額等により決まります。ひとり親家庭の場合は、所得によって補助額の特例があります。くわしくは下記窓口にお問い合わせください。

◇窓口

保育課 幼稚園グループ TEL 03-4566-2481

【一時保育】

ご家庭で育児されている方が、通院・仕事・PTA・リフレッシュなど、一時的に保育が必要な時に、お子さんを1時間単位でお預かりする事業です。事前に利用登録が必要ですので、詳細は各施設にお問い合わせください。

■対象保育施設

《区立》

駒込第一保育園・巣鴨第一保育園・東池袋第二保育園・池袋第二保育園・池袋第五保育園・目白第二保育園・南長崎第二保育園・高松第二保育園

《私立》

若草保育園・同援さくら保育園・大塚りとるぱんぷきんず・西巣鴨さくらそう保育園・アンソレイユ保育園・せんかわみみんなの家・クオリスキッズ東池袋保育園・たんぽぽ(椎名町ひまわり保育園子育て支援室)

《地域型保育事業》

おうち保育園すがも 一時保育室

《その他》

東部子ども家庭支援センター・西部子ども家庭支援センター

*その他の保育サービスとして休日保育、短期特例保育、病児・病後児保育、訪問型病児保育利用料助成、認証保育所利用者に対する保育料補助等を用意しています。詳細は「豊島区認可保育施設入園、転園、延長保育利用のしおり」を参照して下さい。

【豊島区子育て応援サイト ママフレ】

子育てに関する「行政サービス」・「相談先」・「施設及び窓口」・「緊急連絡先」などの情報を分かれやすく整理し、簡単に検索が出来るようになっています。

それぞれの「ママフレ」ページから区ホームページへリンクしているため、更に詳しく知りたい場合は関連する区ホームページを閲覧することができます。

検索 豊島区 ママフレ

【豊島区子育て情報ハンドブック】

妊娠中から小学校までの子育てに役立つ情報を掲載した子育て支援情報誌です。デジタルブックとしてご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンなどで閲覧ができます。

検索 豊島区 子育て情報ハンドブック

【病児・病後児保育】

子育てと就労の両立支援の一環として、認可保育施設等に通っている乳幼児（満1歳児以上）が入院の必要はなく、家庭で充分療養できる程度の状態ではあるが、集団生活が適当でない（病児）、急性期を経過し、回復期にある状態ではあるが、集団生活が適当でない（病後児）時期に、専用施設で一時的にお預かりする制度です。

■お預かりできるお子さん（利用要件）

豊島区内に住所を有し、下記の項目に該当するお子さん

1. 認可保育施設（地域型保育事業を含む）に在籍している。
2. 東京都認証保育所に在籍し、教育・保育給付認定を受けている。（※）
3. 豊島区臨時保育所に在籍している。
4. 幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、就労証明証を提出できる。
5. 認定子ども園に在籍し、支給認定証の2号の交付をされている。または 預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
6. 東京都または児童相談所設置区に届け出をしている認可外保育施設に在籍し、教育・保育給付認定を受けている。

※教育・保育給付認定とは、子ども・子育て支援制度の開始に伴い、保育の必要性について認定・交付されるものです。

■実施施設

種別	病後児保育 (保育所併設型)			病児・病後児保育 (診療所併設型)	
施設名	同援さくら保育園 病後児保育室	西巣鴨さくらそう保育園 病後児保育室	せんかわみんなの家 病後児保育室	田村医院 ピヨピヨ 病児・病後児保育室	
所在地	南池袋3-7-8	西巣鴨1-1-13	要町3-54-8	池袋本町1-45-16	
電話番号	03-5957-7510	03-5907-5110	03-3530-5735	03-5985-1424	
利用	曜日	月曜日～金曜日（12月29日～1月3日及び祝日を除く）			
	時間	午前7時15分～午後6時15分		午前8時15分～午後6時15分	
予約	曜日	月曜～金曜日			
	時間	午前9時～午後5時			
	その他	利用日の前日までに直接施設に電話予約をしてください。 ＊当日利用希望の場合は、当日10時までに電話で予約してください。 かかりつけ医に「病児または病後児保育室の利用が可能」と診断され、医師連絡票に記入してもらい、ご予約ください。 ＊定員が埋まっていてご利用できない場合もありますので、事前に予約状況をご確認ください。			
定員	2名/1日		4名/1日	2名/1日	
食事・おやつ	お弁当・おやつ持参（せんかわみんなの家は除く） 又は給食（昼食・おやつ含む）＊有料		おやつ・お弁当持参 (レトルトのおかゆ・うどんなどの持参可)		
	麦茶又は白湯は施設にありますが、それ以外の飲み物を希望の方は持参ください。				
利用時 必要書類	「医師連絡票」「利用申込書」「利用登録確認書」「児童票」				

■利用方法

利用を希望する方は、事前に登録申請手続きが必要になります。詳しくは窓口へご相談ください。

◇窓口

保育課 私立保育所グループ TEL 03-3981-1823

【ファミリー・サポート・センター事業】

子育ての「手助けをしてほしい方(利用会員)」と「手助けをしたい方(援助会員)」が会員になり、子育ての相互援助を行う事を目的としています。区(事務局)へ会員登録をしてください。

■基本利用時間

午前7時～午後8時

■基本利用料金

子ども1人当たり1時間800円(平日午前7時～午後7時)

平日上記以外の時間帯や土・日、祝日、年末年始は1時間900円

■主な援助活動

保育施設や小学校、習い事などの送迎、保護者の用事のときなどにお子さんを預かり保育します。保護者との共同保育も可能です。ただし、病児の預かりはできません。

◇窓口

子育て支援課 ファミリー・サポート・センター事務局 TEL 03-3981-2146

【ファミリー・サポート・センター利用料助成制度】

以下の条件に該当する保護者が、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合に、援助会員に支払った利用料金の全額または半額を助成します。受給には助成申請が必要です。

■対象

本区に居住し、かつ住民登録をしている方で、次のいずれかに該当する方

1. 生活保護による扶助を受けている方
2. 児童扶養手当を受給している方
3. 区市町村民税非課税世帯

■助成内容

1. 生活保護受給世帯 全額助成
2. 児童扶養手当受給、または区市町村民税非課税世帯 半額助成
 - * 交通費、食費などの実費及びキャンセル料は対象外です。
 - * 利用後は、援助会員に一度全額をお支払いいただき、活動報告書兼領収書を添付して申請することで償還払いとなります。(1か月分をまとめて申請します。助成額で10円未満の端数が生じた場合は切りります。)

◇窓口

子育て支援課 庶務・事務グループ TEL 03-4566-2478



【子どもショートステイ】

保護者が疾病等により、やむをえず児童を養育することが困難になった場合、保護者に代わって施設や区内協力家庭において、一時的に養育します。

■対象

区内在住の生後 43 日～18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの児童

■利用泊数及び期間

利用泊数：年間 12 泊まで、利用期間：1 回につき 6 泊まで 宿泊型：24 時間

■利用料

乳児院（生後 43 日～2 歳未満）1 日あたり 2500 円 その他施設・協力家庭 1 日あたり 3000 円

*減免制度がありますので、お問い合わせ下さい。

◇窓口

東部子ども家庭支援センター TEL 03-5980-5275

西部子ども家庭支援センター TEL 03-5966-3131

子育て支援課 庶務・事業グループ TEL 03-4566-2478

【子育て訪問相談事業】～としま いっしょに子育て～

① 子育て訪問相談

ご希望の方には、子育て訪問相談員がご自宅を訪問し、子育ての相談をお受けします。お気軽にお電話ください。

■対象

区内在住の妊娠婦から就学前のお子さんがいる家庭

② 1 歳のバースデイ訪問相談

1 歳の誕生日のお祝いに子育て訪問相談員がご自宅を訪問します。訪問の際に子育てに関してお困りのことがあればご相談ください。

*1 歳の誕生日前後にご案内を郵送します。

■対象

お子さんが区立保育園等に通われていないご家庭

■訪問日時

いずれも月～金曜日午前 9 時から午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

◇窓口

東部子ども家庭支援センター TEL 03-5980-5275

西部子ども家庭支援センター TEL 03-5966-3131



【育児支援ヘルパー事業】

日中、育児・家事の手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣しお手伝いします。
区内在住で、妊娠中から2歳未満のお子さんがいるご家庭がご利用可能です。
ひとり親家庭のかたは、下記のようにご利用いただけます。

—ひとり親家庭ホームヘルプサービス—

区内在住のひとり親家庭等で、小学校修了までのお子さんがいるご家庭にヘルパーを派遣いたします。この事業は東・西子ども家庭支援センターで実施しています。

■対象

小学校修了までのお子さんがいるご家庭。

■援助内容

《家事》洗濯・掃除・簡単な調理・生活用品の買い物等

《育児》生活全般の補助（お子さんが病気の場合は除く）、その他必要に応じて

■利用日時

月曜日から日曜日までの午前7時～午後9時の間（12月29日～1月3日は除く）

■利用時間

年間70時間まで 1回2時間以上4時間まで（1日につき4時間以内）

■利用料金

1. ひとり親家庭等になった直後から1年間

→児童育成手当受給家庭：無料 その他家庭：1時間 500円

2. 1年後から小学校修了まで

→児童育成手当受給家庭：1時間 500円 その他家庭：1時間 900円

*複数児童の育児の場合、料金は1.5倍です

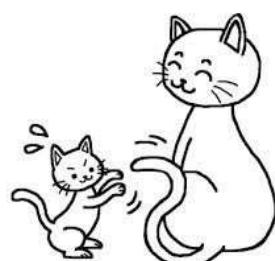
*生活保護世帯・住民票非課税世帯は無料

◇窓口

東部子ども家庭支援センター TEL 03-5980-5275

西部子ども家庭支援センター TEL 03-5966-3131

※詳細についてはお気軽にお問合せください。



【訪問型病児保育利用料助成】

認可保育施設等に在籍するお子さんが病気やけがをして登園できない時に、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、その利用料の一部を助成します。

■対象

区内に住所を有し、かつ、以下の項目いずれかに該当していること。

1. 認可保育施設（地域型保育施設を含む）に在籍している。
2. 東京都認証保育所に在籍し、教育・保育給付認定をうけている。
3. 豊島区臨時保育所に在籍している。
4. 幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
5. 認定こども園に在籍し、教育・保育給付認定証の2号の交付をされている。
または、預かり保育を月10日以上利用している。
6. 東京都または児童相談所設置区に届け出をしている認可外保育施設に在籍し、教育・保育給付認定を受けている。
7. その他、区長が特に認めたもの。

※いずれも、居宅訪問型病児保育サービスの利用日前後7日間以内に、医療機関を受診していることが必要です。

■補助の対象となる事業者

下記のベビーシッター事業者が実施していること

- ・公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者
- ・厚生労働省「ベビーシッター派遣事業」〔割引券等取扱事業者〕

■助成金の対象経費

ベビーシッター利用時の自宅における病児保育にかかる費用で、現金に値する額に相当する金額

※限度額は児童一人当たり1日20,000円、年間100,000円です。

※入会金・年会費・月会費（実際にベビーシッターを利用した際の保育料に充当する場合は対象）
登録料・交通費・シッター保険料・予約に必要な追加オプション・各種クーポン券の利用・その他これらに準ずる費用は対象外です。

※書類の提出後審査があり、審査の結果助成が非該当になる場合があります。

詳しいことは下記窓口へお問い合わせください。

◇窓口

保育課 私立保育所グループ TEL 03-3981-1823



【学童クラブ】

保護者の就労・疾病などの理由により、放課後帰宅しても適切な保護を受けられない児童のために設けられています。集団生活を通して、児童の自立を支援し、健全な育成を図ることを目的としています。

■対象

区内在住または豊島区立小学校に在学している児童で、放課後の時間帯に保護者が次のような状況にある場合

1. 保護者が働いている
2. 保護者が病気やけがで療養している
3. 保護者が心身に障害がある
4. 同居家族の看護・介護をしている
5. その他、上記に準ずる状態にある



■利用時間

- ・授業がある日 放課後～午後6時（土曜日は午後5時まで）
- ・学校休業日・夏休みなど 午前9時～午後6時（土曜日は午後5時まで）

*日曜日・祝日・年末年始は休みです。

<時間の延長>

○午前9時前利用

保護者の就労時間（通勤時間を含む）が午前9時より前にかかる方は、午前8時15分から利用することができます。（全学年対象／学校休業日・土曜日）

○延長利用

保護者の就労時間（通勤時間を含む）が午後6時より後にかかる方は、午後7時まで利用することができます。（全学年対象／平日のみ）

*時間の延長は、それぞれ申請が必要です。

■利用料

月額4,000円

（午前9時前利用 別途年額1,000円、延長利用 別途月額1,000円）

*世帯の所得状況等により、減額・免除の制度があります。

生活保護受給世帯・住民税非課税世帯等は免除、住民税均等割課税のみの世帯・就学援助認定世帯・同一世帯からの2人目以降の利用等は5割減額となります。

*午後5時以降利用される方で間食を希望する場合は、間食費月額1,000円が別途必要です（間食費の半額を補助する制度もあります）。

■利用申込

新年度からの利用申請は、受付期間が決まっています。年度途中の利用申請は随時可能ですが、ご利用までに2週間程度かかります。

*申請書類等は希望する学童クラブに提出してください。新規利用希望者は、書類受付時に利用児童・保護者の面談があります。（要事前連絡）。

*障害のある児童の学童クラブ利用については別途ご相談ください。

◇窓口

各学童クラブ または 放課後対策課 児童支援グループ TEL 03-3981-1058

【ひとり親家庭等で育つ子どもの学習支援事業】～まなび舎「エール」～

ひとり親家庭等の中学生に対し継続的に利用できる学習会を実施する事業です。学力の向上だけでなく、子どもたちの学校外での居場所づくりを目指して生活面の支援も行います。

■対象者

区内在住の児童育成手当受給中、又は同等の所得水準のひとり親家庭等で育つ中学1～3年生等

■料金

無料

■場所

区民ひろば南池袋



■内容

- ・基礎的な学力向上を図るための少人数制の学習支援
(週1回 17:30～20:30 概ね月曜日または木曜日)
- ・進路、将来の希望に関するアドバイス
- ・学習相談、生活相談、不安や悩みの相談対応

◇窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ TEL 03-3981-2119

【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

ひとり親家庭のお母さんまたはお父さんが、高卒認定試験の合格を目指すために、講座を受講する費用を最大で全額負担します。また、ひとり親家庭の児童（20歳未満）についても対象となります。受講開始前に一度ご相談ください。

■対象

区内に住所がある20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父及び上記の20歳未満の児童で、次のすべての要件を満たしている方

1. 児童扶養手当を支給しているか、または同様の所得水準にあること
2. 高卒認定試験に合格することが、適職に就くために必要であると認められるもの
3. 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給を受けていないこと

■支給額等

①受講開始時給付金

講座の受講を開始したとき、受講費用の30%に相当する金額を支給（上限額7万5千円）。

ただし、4千円以下の場合は支給されません。

②受講修了時給付金

講座の全科目を修了したとき、受講費用の40%から①の受講開始時給付金に相当する額を差し引いた金額を支給します（上限は10万円）。ただし、4千円以下の場合は支給されません。

③合格時給付金

高卒認定試験に全科目合格したとき、受講費用の60%を支給します。

※①と②と③の総額で、上限額25万円

◇窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ TEL 03-3981-2119

就労支援

—すぐに仕事を探したい方のために—

【ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業】

母子・父子自立支援員が、面接により希望や経験などをお聞きし、ハローワークと連携して、母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんの就労を支援します。

例えば…

- ・すぐに働きたい・就職にかかる情報が欲しい。
- ・職業訓練について知りたい。
- ・パソコン講座など短期的なものを探している。

■対象

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の方。

◇窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ TEL 03-3981-2119

～プログラム策定を受けている方には東京都社会福祉協議会の住宅支援資金のお申込みができます～

■対象

- ① 児童扶養手当の支給を受けている方（所得が同水準の方を含む）でプログラムの策定を受けて、自立を目指している方
- ② 原則として東京都に住民登録している方
すでに住宅支援資金の貸付を受け免除決定していない、あるいは償還が完了していない場合は対象外です

*貸付額 月額40,000円以内 上限12カ月 5年以内に償還

*貸付を受けた日から1年以内に就職、1年間引き続き就労した場合、償還免除になる場合があります。

*貸付申請に必要な「プログラム策定証明書」を上記窓口で交付いたします。

【ワークステップとしま】

ハローワーク池袋の附属施設です。

豊島区・東京労働局・ハローワーク池袋が一体となり就労支援・職業紹介を行います。

■利用方法

予約制

*福祉総務課・生活福祉課・西部生活福祉課・子育て支援課を経由した予約が必要となります。

■場所

豊島区役所 4階

—国家資格を取りたい方のために—

【母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金】

ひとり親家庭の方が仕事に就く際に、有利である資格取得を促進し生活の負担の軽減を図るために、訓練給付金を支給します。

■対象

区内に住所がある 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次のすべての要件を満たしている方

1. 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること
2. 対象資格を取得するための養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。対象資格の受講であれば、R 5 年度も 6 ヶ月以上の受講期間でも可となる見込み
3. 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること
4. 原則として、過去に母子家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業に基づく訓練給付金を受給していないこと
5. 高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと
6. 当該資格を取得することにより、自立が見込めること
7. 以上の要件に当てはまり、希望の養成機関における資格の取得見込み、生活状況、自立の可能性などについて聞き取り、審査を通った方

■対象資格

就職を容易にするために必要な資格

看護師(准看護師含む)、保健師等(詳細はお問い合わせください。)

*なお、保育士及び介護福祉士については、ハローワークの求職者支援制度の利用が可能です。

■支給額等

修業する期間（上限 4 年）支給

*区市町村民税非課税世帯 月額 100,000 円

*〃 課税世帯 月額 70,500 円

*最終学年の最後の 12 か月は 4 万円の加算あり

■支給方法

申請のあった日の属する月から支給します。

*修業を開始した日以後に申請することができますが事前相談が必要です。

【豊島区母子家庭及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金】

対象資格を取得するための養成機関にて課程を終了後に修了支援給付金を支給します。修了日から起算し 30 日以内に申請してください。

■対象者および対象資格

高等職業訓練促進給付金に準ずる。

■支給額等

*区民税非課税世帯 50,000 円

*〃 課税世帯 25,000 円

◆ 窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ 電話 03-3981-2119

～ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付を受けている方へのご案内～

■対象

20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件全てを満たす方
東京都内の区市等が実施する高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方（受給決定した方）

■資金の内容

1. 入学準備金 入学金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充当する費用

貸付額：500,000円以内

2. 就職準備金 就職にあたり必要な費用（転居費用、被服費、通勤に要する費用等）等

貸付額：200,000円以内

※養成機関の課程を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に都内で就職し資格が必要な業務に従事し5年間就業した場合に申請を行うことで、返済が免除されます。

一仕事に役立つ講座を受けたい方のためにー

【母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金】

ひとり親家庭の方が、仕事に就く際に必要な教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を支給します。受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けることが必要です。事前にご相談ください。なお、受講する訓練が支給対象にならない場合があります。

■対象

区内に住所がある20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次のすべての要件を満たしている方

1. 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること
2. 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
3. 過去に母子家庭自立支援教育訓練給付金給付事業に基づく訓練給付金を受給していないこと

■対象講座

次に掲げる講座のうち、区長の指定を受けた講座

1. 雇用保険制度の教育訓練給付対象の指定教育訓練講座

厚生労働省教育訓練講座検索システムでネット検索可

2. 区長が地域の実情に応じて対象とする講座

■給付額

対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額

(1万2千円以上、上限年間20万円まで)

◇窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ TEL 03-3981-2119

【くらし・しごと相談支援センター】

生活や仕事にお困りの方を対象に、専門の支援員が寄り添いながら自立に向けた支援をします。

■対象

仕事や生活にお困りの区民の方全般

■事業内容

- ・就労のサポートを中心に、家計再建のお手伝いをします。
- ・本人の希望をもとに就労先の紹介を行うほか、履歴書の書き方や面接の受け方などの助言を行います。
- ・「就業経験がない」「離職期間が長い」などの理由により、早期の就労が困難な方には、個別相談、職業体験やセミナー等により段階的な支援を行います。

◇窓口

くらし・しごと相談支援センター TEL 03-4566-2454

※お子さんが18歳未満の場合は、原則として子育て支援課の相談窓口をご利用下さい。

○東京都ひとり親家庭支援センター

■はあと

安心して暮らすために、日常生活に関すること、養育費についての相談や離婚前後の法律相談、面会交流支援・各種セミナーを行っています。

◇窓口

東京都ひとり親家庭支援センター はあと

・生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援 TEL 03-6272-8720

①月・土・日・祝 9:00 - 17:30

②火・水・木・金 9:00 - 20:30

※養育費専門相談・離婚前後の法律相談の専門相談は予約制です。

■はあと飯田橋

ひとり親家庭それぞれに合わせた就業相談・就業支援・無料職業紹介のほか、就業支援講習会やライフプランセミナー、適職診断ツールを用いた個別相談などを行っています。(面接相談は予約をお願いします。)

◇窓口

東京都ひとり親家庭支援センター はあと飯田橋 TEL 03-3263-3451

①月・水・木・土・日・祝 9:00 - 17:30

②火・金 9:00 - 20:30

※面接相談は月～土(予約制)

職業訓練

【東京都立職業能力開発センター】

新たに職業に就かれる方、求職中の方、転職を希望している方を対象に就職に向けて必要な知識・技能習得やキャリアアップを図るための講習（期間として2か月～2年間）を実施しています。

*ハローワークの受講指示を受けて入校した方には、雇用保険の失業給付又は訓練手当の支給（一定の要件あり）があります。

■応募資格

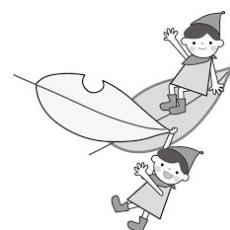
学歴は問いません。（一部科目を除く）面接、学科試験の選考があります。

原則、受講開始日から遡って過去1年以内に公共職業訓練及び求職者支援訓練の実践コースを受講したことがない方が対象です。

■訓練期間

普通課程（授業料有料、減免制度有り） / 2年、1年コース

短期課程（授業料無料） / 1年、6、4、3、2ヶ月コース



◇窓口

ハローワーク池袋 TEL 03-5911-8609 部門コード 45#

職業能力開発センター各校

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 TEL 03-5320-4716

ホームページ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kyushokusha-kunren/school/>

【東京しごとセンター】

仕事をお探しのすべての年齢層の方に対し、一人ひとりの状況を踏まえた就業相談やカウンセリング、セミナー、職業紹介などの就業支援サービスを提供しています。また、出産や育児等で離職された女性等、家庭との両立を図りながら再就職を目指す方を支援する窓口も設置しています。

○ヤングコーナー ○ミドルコーナー ○シニアコーナー

○女性しごと応援テラス ○専門相談

起業・創業専門相談、多様な働き方専門相談（NPOへの就労、ボランティア、自営型テレワーク等）社会保険・年金専門相談 など

■利用時間

月～金曜日/午前9時から午後8時、土曜日/午前9時から午後5時

※日曜、祝日及び年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

※一部窓口で利用時間が異なります。詳細はホームページ又は下記窓口にてご確認ください。

◇窓口

東京しごとセンター総合相談 TEL 03-5211-1571

ホームページ <https://www.tokyoshigoto.jp/>

住まい

【母子生活支援施設】

母子家庭で児童（18歳未満）の養育をしながら生活していくうえで、いろいろな困難を抱えている場合に、自立に向けて支援を行う母子の入所施設です。区内に1か所あります。

下記窓口へ事前相談が必要です。

■対象

次のいずれかに該当する方

1. 配偶者と死別又は離婚した女子
2. 婚姻外で母となった女子で、その児童の父と事実上の婚姻関係が消滅しているもの
3. 配偶者が生死不明の女子
4. 配偶者に遺棄されている女子
5. 配偶者が精神又は身体の障害で入院等により長期にわたって労働能力を失っている女子
6. 配偶者が法令等により長期にわたって拘禁されている女子

■費用

所得によって利用負担金があります。（非課税世帯までは利用料無料）

◇窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ TEL 03-3981-2119

【子育てファミリー世帯家賃助成制度】

区内の良質な民間賃貸住宅に転居（転入）した場合に、要件を満たす子育てファミリー世帯に対し、転居（転入）後の家賃（月額150,000円以下）と基準家賃との差額の一部を一定期間助成します。（住所を移動した日から1年以内の申請）

■対象者

15歳以下の児童と、その児童を扶養する者が同居している世帯で、①住み替え後の住宅が居住水準等を満たしていること、②前年の月額所得が268,000円以下であること、③家賃を滞納していないこと、④住民税を滞納していないこと、⑤日本国籍又は日本に永住資格があること、⑥生活保護を受給していないこと、⑦他の制度により公的住宅扶助を受けていないこと、⑧転居（転入）後の家賃が150,000円以下であること。

■助成内容

助成期間は、児童が15歳に達した日の属する年度末まで。

助成月額は上限25,000円（4年目から2分の1）

※詳細についてはお問い合わせください。

◇窓口

自立促進担当課 入居相談グループ TEL 03-3981-2683

【住み替え家賃助成】

区内の民間賃貸住宅に住んでいる方が、取り壊し等により現在の住宅に住み続けることが困難になり転居するとき、家賃の一部を一定期間助成（上限 15,000 円/月額）します（転居前の申請が必要です）。

■対象

次のいずれかに該当する方

1. 取り壊し等による立ち退き要求を受けている方
2. 主たる生計維持者と死別、離別、または重大な障害を受け、若しくは長期入院などにより収入が著しく減少した方

次のすべての要件を満たしている方

1. 18 歳未満の子どもを養育していること
2. 区内の転居前の住宅に引き続き 2 年以上居住している方
3. 区内の民間賃貸住宅への転居であること
4. 世帯の所得が一定の基準額以下であること（月額所得 214,000 円以下）
5. 生活保護法による保護を受けていない方

※詳細については、お問い合わせください。

◇窓口

自立促進担当課 入居相談グループ TEL 03-3981-2683

【安心住まい提供】

取り壊しによる立退きなどで、緊急に住宅を必要とし自身で住宅を探せない方（主に高齢者）に、区が借りている民間アパートの居室を提供できる場合があります。

■対象

次のすべての要件を満たしている方

1. 18 歳未満の児童と同居し扶養している父もしくは母、またはこれに準ずる方のみで構成されている世帯
2. 区内に 2 年以上住所がある方
3. 立退き要求を受けているなど住宅に困窮している方で、このことを文書で証明できる方
4. 世帯の収入が一定基準以内の方

※詳細については、お問い合わせください。

◇窓口

自立促進担当課 入居相談グループ TEL 03-3981-2683

【区営福祉住宅（ひとり親世帯用）】

住宅に困っているひとり親世帯向けの住宅です。空きが生じた場合に募集します。

■対象

次のすべての要件を満たしている方

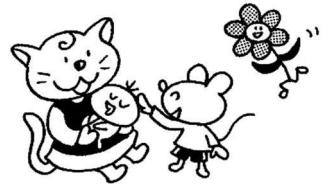
1. 区内に1年以上居住していること
2. 配偶者のない（死別・離別等）方で現に扶養している18歳未満の子どものみと世帯を構成していること
3. 住宅に困っている方（原則として、自家所有者、公的な住宅に入居している方は申込みできません。）
4. 所得が定められた基準以下であること
5. 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

■住宅使用料

所得に基づき決定されます。別途、共益費がかかります。

■住宅名等

区営要町第2つつじ苑



◆窓口

福祉総務課 入居相談グループ TEL 03-3981-2683

【公的住宅のご案内】

区営住宅：住宅に困っている収入の少ない世帯を対象にした住宅です。

■募集時期

年1回募集（募集時期は広報としま、ホームページでお知らせします）

※あき室入居登録者を募集するものです。抽選により登録者を決定します。登録者については、あき室が生じた場合に登録順位にしたがって住宅のあっせんをします。すべての登録者分のあき室が生じるとは限らず、待機者全員へあっせんできない場合がございます。登録者としての資格期間は1年間です。

◆窓口

自立促進担当課 入居相談グループ TEL 03-3981-2683

都営住宅：住宅に困っている収入の少ない方に対して低額な家賃でお貸しする住宅です。

■募集時期

- 5月上旬 家族向・単身者向・ひとり親世帯（母子・父子世帯）等《抽せん方式》
- 8月上旬 家族向《ポイント方式》、単身者向・シルバーピア《抽せん方式》
- 11月上旬 家族向・単身者向・ひとり親世帯（母子・父子世帯）等《抽せん方式》
- 2月上旬 家族向《ポイント方式》、単身者向・シルバーピア《抽せん方式》

※ポイント方式とは、ひとり親世帯（母子・父子世帯）・高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯・特に所得の低い一般世帯・車いす使用者世帯等を対象とした募集です。

※抽せん方式では、居室内で病死等があった住宅の募集も行います。

※毎月募集は、毎月中旬頃、家族・若年夫婦・子育て世帯・ひとり親世帯（母子・父子世帯）等向に募集をしています。

※随時募集は、定期募集・毎月募集で申し込みがなかった住宅の募集です。2人以上の家族向で多摩地域限定の住宅です。専用ダイヤルの受付のみ。随時募集専用ダイヤルTEL 03-5467-9266

◆窓口

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894

UR賃貸住宅：家賃の4倍の月収額（上限あり）、または家賃の100倍の貯蓄額が原則必要です。なお収入要件不要の「一時払い制度」など、特例措置等がありますので、詳細は窓口へお問い合わせ下さい。

■UR賃貸住宅（既存）にお申込みの場合

全ての世帯の方について、敷金（月額家賃の2ヶ月分）以外の礼金・手数料・更新料・保証人が不要で、ほとんどの住宅は無抽選・先着順で入居可能です。

◇窓口

UR都市機構 UR 池袋営業センター TEL 03-3989-8171

【住居確保給付金の支給】

離職等により、家賃の支払いが困難な方に対し、就職活動をすることなどを条件に一定期間の家賃相当額（上限または制限あり）を支給します。

■対象

離職等により、住居を喪失または喪失するおそれのある方

*そのほか収入等の要件があります。詳細はお問合せ下さい。

■支給額

月ごとに家賃相当額（上限または制限あり）を支給

■支給期間

原則として3か月（状況に応じ最長9か月まで支給可）

◇窓口

暮らし・しごと相談支援センター TEL 03-4566-2454

【居住支援協議会】

住まいをお探しのひとり親家庭を対象に、豊島区居住支援協議会が住まい探しの支援をするNPO法人等を紹介します。

豊島区居住支援協議会事務局 TEL 03-5951-1508

◇問い合わせ窓口

住宅課 施策推進グループ TEL 03-3981-2655



優遇制度

【JR通勤定期乗車券の割引】

3割引きで通勤定期乗車券が購入できます。

■対象

児童扶養手当の支給を受けている方及びその者と生計を同じくする方。

■定期券を購入する前に行う手続き

子育て支援課児童給付グループの窓口で所定の手続きを行って、「特定者資格証明書」及び「特定者用定期乗車券購入証明書」の交付を受けてください。

*手続きに必要な次の書類をお持ちください。

- ・定期券を購入する方の証明写真（6ヶ月以内撮影、正面半身、縦4cm×横3cm）
- ・児童扶養手当証書

■定期券の購入方法

駅の窓口に「特定者資格証明書」を示し、「特定者用定期乗車券購入証明書」と「定期乗車券購入申込書（駅の窓口においてあります。）」を提出して、定期券をお求めください。

◇窓口

子育て支援課 児童給付グループ TEL 03-3981-1417



【都営交通無料乗車券の交付】

都電・都バス・都営地下鉄・東京都日暮里舍人ライナーの無料乗車券を交付します。JR・私鉄・東京メトロ・民営バスは利用できません。

■対象

児童扶養手当の支給を受けている方又はその者と生計を同じくする方のうちの一人。

■手続き

児童扶養手当証書をお持ちになり、子育て支援課児童給付グループの窓口へ申請してください。

■その他

紛失された場合の再交付は1回限りです。また、交付される「無料乗車券」は、児童扶養手当の受給資格がある限り1年間有効で、使用者の誕生日に切り替えとなります。

◇窓口

子育て支援課 児童給付グループ TEL 03-3981-1417

【都営水道料金の免除】

基本料金等が一部免除になります。

■対象

児童扶養手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方。

■手続き

次の書類をお持ちになり、水道局の所管営業所へ申請してください。

- ・児童扶養手当証書
- ・基本料金免除申請書（水道局豊島営業所の窓口においてあります。）

◇窓口

水道局豊島営業所 TEL 03-5958-5870

〒171-8524 豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング2階

※受付時間 8:30~17:00まで

【粗大ごみの収集手数料の免除】

家具など、一边が30cmを超える粗大ごみの収集手数料が免除になります。

ただし、リサイクル対象品（エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、パソコン）は粗大ごみでは収集できません。

■対象

児童扶養手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方。

■手続き

粗大ごみを出すときは、粗大ごみ受付センター（電話03-6633-2211）へ申し込みをしてください。

その際に受給者であることを申し出ると減免申請書が送られてきますので、減免申請書に児童扶養手当証書の写しまたは特別児童扶養手当証書の写しを添付して早めに豊島清掃事務所まで提出してください。

◇窓口

豊島清掃事務所 TEL 03-3984-9681 *来所は午後3時30分まで

〒170-0011 豊島区池袋本町1-7-3



【区立自転車駐車場等の利用料免除】

区立自転車駐車場（定期利用、当日利用）及び登録制自転車置場の利用料（定期利用）が免除になります。

■手続き

各駐輪施設の受付に、必要書類をお持ちの上、直接申し込みをしてください。

- ・児童扶養手当証書（有効期限内のもの）
- ・住所の証明になるもの（保険証・免許証等）
- ・当該自転車

*コイン式駐車場（時間利用）は免除になりません。詳しくは下記へお問合せください。

◇問合せ先

土木管理課 駐輪場管理グループ TEL 03-3981-4847

【親子ふれあい助成】

障がいのあるお子さんがいる家庭やひとり親世帯に対して親子の触れ合いを目的としたお出かけの際の費用の一部を助成しています。

■対象

①障がい児及び介助者（障がい児1人につき1人まで）

②ひとり親家庭の児童

*本年度中に18歳に到達する子どもを含みます。



■内容

①宿泊施設の利用料の一部

②観劇やレクリエーション施設などの入場料・利用料の費用の一部

③①、②にかかる交通費（公共交通機関に限る）の一部

*申請時に入場券等の半券のほか、領収書またはレシートが必要です。

■助成限度額

障がい児／1人 2,500円、介助者／1人 2,500円（年度内2回）

ひとり親家庭／子ども1人 3,000円（年度内1回）

■手続き

お出かけ後1か月以内に窓口へ申請してください。（郵送不可）

年度末は手続きの都合により3月末日（営業日）までに窓口へ申請してください。

*詳しい申請方法や提出書類については、電話やホームページで必ずご確認ください。

◇窓口

豊島区民社会福祉協議会 共生社会課 共生社会推進担当 TEL 03-3984-9375

【豊島区立体育施設の使用料（個人利用）免除】

区立体育施設を利用する際に、「豊島区立体育施設使用料免除承認証」を提示することで、使用料が免除になります。小学生以上の方が利用できます。※未就学児は無料です。

■手続き

①申請場所

各体育施設または学習・スポーツ課窓口(本庁舎 7 階)、

子育て支援課児童給付グループ窓口(本庁舎 4 階)

②持参するもの

ひとり親家庭等医療証（~~④~~医療証）

子ども医療費助成に該当する児童および高校生等医療費助成に該当する方が利用する場合は、

⑦・~~青~~医療証もあわせてお持ちください。

→「豊島区立体育施設使用料免除承認証」を発行します。

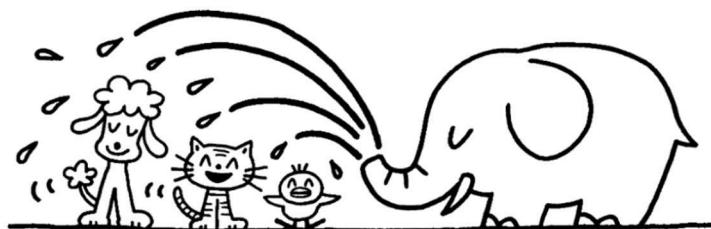
③体育施設を利用する際に、「豊島区立体育施設使用料免除承認証」を提示してください。

※生活保護を受給されている方のうち、18歳未満の子どもがいるひとり親家庭の方は生活保護受給証明書（使用目的欄に「体育施設利用料免除申請のため」と記載があり発行より3ヵ月以内のもの）を持参のうえ、学習、スポーツ課窓口（本庁舎 7 階）に申請してください。

◇窓口

学習・スポーツ課 スポーツ推進グループ TEL 03-4566-2764

子育て支援課 児童給付グループ TEL 03-3981-1417



学校関係

【就学援助】

お子さんが学校で楽しく勉強ができるよう、ご家庭の事情に応じて義務教育にかかる経費の補助を行っています。

■対象

豊島区に住所があり国公立の小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、下記要件のいずれかに該当する方

1. 生活保護を受給している方
2. 生活保護は受給していないが、世帯全員の合計所得額が認定所得基準に該当し、経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難な方
3. 児童扶養手当を受給している方

※他にも要件がありますので、詳細は下記窓口へお問い合わせください。

■支給内容

学用品費、入学支度金、学校給食費、校外活動費（遠足等）、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代等

■手続き

所定の申請書で申請してください。（毎年申請が必要です。） 教育委員会のホームページからもダウンロード可能です。

*申請書は4月に学校を通じて配布、また随時窓口および東・西区民事務所で配布しています。
詳細は下記窓口へお問い合わせください。

◇窓口

学務課 学事グループ TEL 03-3981-1174

【豊島区奨学金の制度（給付型）】

4月1日時点で下記のいずれかに該当する方に奨学金（給付型）を支給しています。

■対象

1. 生活保護を受給している世帯員であって、高等学校等に入学・在学する生徒
　　入学者 50,000円 在学者 30,000円
2. 児童扶養手当を受給している方に監護・養育されている生徒で、下記の要件を満たしている方
 - ①豊島区内に引き続き1年以上住所がある
 - ②前年度の住民税が非課税世帯である
 - ③高等学校等に入学・在学する
　　入学者 60,000円 在学者 20,000円

■申請期間

4月上旬から5月上旬（対象者には、申請書類をお送りしています。）

◇窓口

生活福祉課 相談グループ TEL 03-3981-1842

【受験生チャレンジ支援貸付事業】

学習塾などの費用や、高校、大学などの受験費用について無利子の貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもへの学習意欲をサポートする目的の貸付金です。貸付対象となる高校・大学等へ入学した場合、手続きを行うことにより返済が免除（償還免除）されます。

■対象

都内に1年以上在住している、中学3年生、高校3年生またはこれに準ずる方（要支援者）を養育しており、一定所得以下の方が対象です。申請には、要件があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

■貸付金の種類

貸付対象の学習塾や大学等には要件があります。

1. 学習塾等受講料貸付金：入学試験に備えるために必要な学習塾
各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用 貸付限度額／200,000円（上限）
 2. 受験料貸付金
 - ① 高校受験料：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校
貸付限度額／27,400円（上限）
 - ② 大学受験料：大学、短期大学、専修学校、各種学校
貸付限度額／80,000円（上限）
- *①、②の併用可、ただし、子ども1人に対し、受験料の申請は1回限りです。
*いずれの資金も1人の子どもに対して、同一受験で複数の年度にわたる利用はできません。

◇窓口

豊島区民社会福祉協議会 総務課 貸付担当 TEL 03-6388-0055



—私立高校等の教育費負担を軽減する事業—

【高等学校等就学支援金】

私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

■対象

都内の私立高等学校等に在学する生徒（区市町村民税課税標準額等に基づく審査あり）

■対象学校

1. 私立高等学校（全日制課程・定時制課程・通信制課程）
2. 私立特別支援学校（高等部）
3. 私立高等専門学校（1～3年）
4. 私立専修学校高等課程
5. 私立中等教育学校（後期課程）
6. 私立各種学校のうち、国の指定するもの

（詳しくは <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/shigaku/hogosha/0000000639.html>）

◇窓口

東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当 TEL 03-5227-1255

【私立高校等授業料軽減助成金】

都内在住で、私立の高等学校などに通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。

■対象

次のすべての要件に該当する生徒の保護者等

1. 保護者(申請者)と生徒が申請年度の5月1日から申請時まで引き続き都内に居住
(生徒のみ都外の学校指定の寮に入っている場合も対象)
2. 区市町村民税課税標準額等が一定基準以下である方

■対象学校

1. 私立高等学校（全日制課程、定時制課程）
2. 私立中等教育学校後期課程
3. 私立特別支援学校の高等部
4. 私立高等専門学校（1～3年）
5. 私立専修学校高等課程



◇窓口

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 TEL 03-5206-7925

【私立高等学校等奨学給付金】

都内在住で、私立の高等学校などに通う生徒の保護者の授業料以外の教育費(教材費、学用品費等)負担を軽減するために、その一部を都が助成する制度です。

■対象

次のすべての要件に該当する生徒の保護者等

1. 申請年度の7月1日現在、保護者（申請者）が東京都内に居住している方
2. 平成26年4月以降に入学し、申請年度の7月1日現在（7月2日以降に入学した場合は申請日現在）で第1～3学年（年次）に在学している生徒の保護者
3. 生活保護生業扶助受給世帯、住民税が非課税又は均等割のみの世帯

■対象学校

1. 私立高等学校（全日制課程、定時制課程、通信制課程）
2. 私立中等教育学校後期課程
3. 私立高等専門学校（1～3年）
4. 私立専修学校高等課程
5. 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
6. 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
7. 私立学校専攻科

◇窓口

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当 TEL 03-5206-7925

—都立高校等の教育費負担を軽減する制度—

【高等学校等就学支援金】

平成 26 年度入学生から高等学校等就学支援金制度が導入されました。この制度は、都立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料に充てる費用として、所得制限を超えない世帯の生徒に対して「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

■審査基準（令和 2 年 7 月～）

「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除額」が 30 万 4,200 円未満の世帯の生徒（年収目安 約 910 万円未満）

■対象費用・期間

高等学校等就学支援金は、在学する学校の授業料に充当します。

高等学校等に在学する方を対象に、その在学期間に応じ最大 36 か月（定時制および通信制課程に在学の場合は 48 か月）にわたり支給します。

【奨学のための給付金】

この制度は、授業料や入学料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等）の負担を軽減するため、保護者指定の口座に給付金を振り込むものです。

生活保護世帯または保護者等の都道府県民税所得割額および区市町村民税所得割額が非課税の世帯が対象です。

【給付型奨学金】

誰しもが安心して学び、持てる可能性を最大限に伸ばすことができるよう、学習の成果を明らかにする資格試験や学校における勉強合宿・語学合宿等の教育活動に係わる経費を、保護者の代わりに東京都が負担する制度が導入されました。

生活保護世帯、または都道府県民税所得割額と区市町村民税所得割額の合算が 8 万 5,500 円未満（非課税含む）の世帯が対象です。

対象となる経費は学校によって異なります。

○授業料・入学料の減免について

授業料及び入学料の納入が経済的に困難な場合、免除または 2 分の 1 に減額する制度があります。

◇各支援減免制度の申請窓口

在学中または入学を希望する都立学校の経営企画室

◇問合せ先（学校を介して）

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当 TEL 03-5320-7862

—その他進学に関する事業—

【入学支度金】

都内在住で、入学支度金貸付制度のある都内の私立高等学校、私立中等教育学校後期課程、私立特別支援学校の高等部、私立高等専門学校及び私立専修学校高等課程（3年制）に入学する生徒の保護者に、入学先の学校が、入学時に必要な費用のうち25万円を無利息でお貸しする制度です。

■対象費用

入学金のほか、入学時に学校に支払うすべての費用が対象となります。

◇窓口

入学しようとする学校

【東京都育英資金】

都内在住で、高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に通う生徒のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒に、奨学金を無利息でお貸しする制度です。

■募集

在学生対象／一般募集（4月中旬から学校が定めた期間）

特別募集（一般募集受付期間終了後）

中学3年生対象／予約募集（5月下旬から学校が定めた期間）

◇窓口

(公財) 東京都私学財団 育英資金課 TEL 03-5206-7929

または、在学する学校



【国の高等教育の修学支援新制度】

授業料・入学金の免除または減額と給付型奨学金（前述の【日本学生支援機構奨学金】を参照）により、意欲ある学生の学びを支援します。

■支援対象となる学校種

大学・短期大学・高等専門学校（4, 5年）・専修学校（専門課程）

■支援内容

- ①授業料・入学金の免除または減額
- ②給付型奨学金の支給

■支援の対象者（予約採用の場合）

- ・世帯収入や資産の要件を満たしていること

*日本学生支援機構ホームページの「進学資金シミュレーター」で、対象になりそうかどうかを大まかに調べることができます。

・高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。又は、進学先で学ぶ意欲がある学生であること

◇窓口

- ① 授業料等减免...進学先の大学等
- ② 紙付型奨学金...高校在学中の場合(予約採用)→進学前の高校
大学等在学中の場合(在学採用)→進学後の大学等

【日本学生支援機構奨学金】

高等専門学校、専修学校（専門課程）、短期大学、大学、大学院に在学する方のうち、経済的理由により修学が困難な優れた学生等に対し、奨学金が貸与、または給付されます。

*奨学金は、給付型、貸与型（第一種奨学金（無利子）と第二種奨学金（有利子））の二種類があります。（高等専門学校（1～3年）は第一種奨学金（無利子）のみ、大学院は貸与型のみの対象となります。）

*給付型を利用する学校は、国又は地方公共団体の確認を受けた学校です。対象校は文部科学省のホームページで確認してください。

*給付型でも、著しく学業成績が不良でやむを得ない事由がない場合や、学校処分により退学等となった場合は、返還が必要となります。

*詳細については、日本学生支援機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp>)

で調べるか、在籍する学校または進学先の学校窓口にお問い合わせください。

■募集

- ①在学採用...進学後、春及び秋（学校が定めた募集期間内）
※家計急変採用・緊急採用・応急採用は随時募集します。
- ②予約採用...進学の前年度（学校が定めた募集期間内）

◇窓口

在学する学校（①在学採用は進学先の学校、②予約採用は進学前の学校）

税金関係

【税の軽減制度】

一定の要件にあてはまる場合は、次のとおり申告により所得税・住民税の軽減措置が受けられます。

1. ひとり親控除

前年の12月31日現在、「ひとり親」である場合に受けられる所得控除です。

■対象

以下の4つの要件をすべて満たす方です。

- ① 結婚歴の有無や性別にかかわらず単身者である。
- ② 生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下で、他の人の配偶者控除・扶養控除の対象になっていない子）を有する。
- ③ 本人の前年の合計所得金額が500万円以下である。
- ④ 事実婚状態にある世帯（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合）ではないこと。

2. 寡婦控除

前年の12月31日現在、「寡婦」である場合に受けられる所得控除です。

■対象

「ひとり親控除」に該当せず、①か②のどちらかに当てはまり、事実婚状態にある世帯（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合）ではない方です。

- ① 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下である。
- ② 夫と死別した後婚姻していない、（または夫の生死が明らかでない）方で、前年の合計所得金額が500万円以下である。

【本人が女性の場合の控除額】※寡婦の特別加算は廃止

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶 養 親 族	有	子	30万円 ※ひとり親控除		30万円 ※ひとり親控除		30万円 ※ひとり親控除	
		子以外	26万円 ※寡婦控除		26万円 ※寡婦控除			
	無		26万円 ※寡婦控除					

【本人が男性の場合の控除額】※寡夫控除は廃止

配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親	
本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	
扶 養 親 族	有	子	30万円 ※ひとり親控除		30万円 ※ひとり親控除		30万円 ※ひとり親控除	
		子以外						
	無							

※表は住民税の控除額

3. 住民税の非課税

1月1日現在で、次のいずれかに該当する方は住民税が非課税になります。

■対象

①生活保護法による生活扶助を受けている方

②寡婦・ひとり親・障害者・未成年で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方

※給与収入のみの場合は、2,043,999円以下の方

③前年中の合計所得金額が次の金額以下の方

同一生計配偶者・扶養親族がない場合 45万円

同一生計配偶者・扶養親族がある場合 35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)

+21万円+10万円

■扶養親族とは

前年の12月31日の現況で判断します。

納税義務者の配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）で、その納税義務者と生計を一にする方のうち、合計所得金額が48万円以下の方です。

扶養親族には、16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）も含みます。

■住民税の申告について

住民税は国民健康保険料・介護保険料などの算定や、児童の手当・就学援助・高額療養費などの受給、あるいは公営住宅入居などの際の基礎資料となります。

収入がなかった、あるいは少なかった方は、住民税の申告がなかった場合、上記の手続きや非課税証明書の交付ができませんので、住民税の申告が必要です。

◇住民税に関する窓口

税務課 課税調整グループ TEL 03-4566-2353

課税第一グループ TEL 03-4566-2354

課税第二グループ TEL 03-4566-2355

4. 利子非課税制度

金融機関等で預貯金、公債などの預け入れ、購入をする際に、対象の方が一定の手続きをすることで、利子等が非課税になる制度です。

■対象となる方の一例

- ① 遺族基礎年金を受給中の妻
- ② 寡婦年金受給者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けているかた
- ④ 児童扶養手当を受けている児童の母 など

◇窓口

各金融機関



離婚について

【離婚の種類】

■協議離婚

夫婦がお互いの話し合いで決める方法です。協議内容は口約束ではなく、公正証書にしておくことで法的に有効となります。

■調停離婚

夫婦間で話し合いによって合意できない場合に、家庭裁判所に申立て、調停委員会の仲介によって進める方法です。調停委員が双方の話を聴き、調停を進行します。調停が成立した場合、調停調書の謄本を添付して、10日以内に離婚届を提出します。

■裁判離婚

調停離婚が不成立の場合、家庭裁判所に離婚請求の裁判訴訟をおこすことができます。裁判官によって離婚の判決が出た場合、裁判離婚となります。裁判確定後、裁判判決の謄本と確定証明書を添付して10日以内に離婚届を提出します。

【離婚時に決めておくべき主な内容】

■親権

親権者となった親は、子を監護・教育し、居所を定める義務があり、子に対する身分上および財産上の法的行為を行う権利を持ちます。

■養育費

養育費は、経済的、社会的に自立していない子どもを養育するための費用で、監護をしない親が自分と同等の生活水準を子どもに保障する強い義務です。

■面会交流

夫婦の離婚後、一緒に暮らしていない親と子どもが面会等の交流を持つことです。

■財産分与

婚姻期間中に夫婦が共同で築いた財産を、離婚に当たって分けることです。年金についても、夫婦で築いた財産として分割の対象となります。

■子の戸籍・氏

離婚しても子どもの戸籍は変わらず、姓はそのままとなります。そのため、離婚して親権者となつた親が旧姓に戻った場合、子を親権者と同じ戸籍、氏にするためには家庭裁判所への申立てが必要です。



法律相談

【法的機関】

■法律相談（区民相談課）

事前に予約が必要、同じ内容での相談は年度内1回のみ。1回の相談時間は30分。

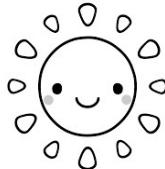
実施日時

- ・月曜日～金曜日 午後1時15分～3時45分
- ・毎月第2日曜日 午前10時15分～午後0時45分

予約方法（窓口または電話予約）

月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時

土曜日・日曜日の午前9時～午後5時 ※祝日・年末年始・臨時閉庁日は対応できません。



◇窓口

区民相談課 庶務・相談グループ TEL 03-3981-4164

■女性の法律相談（男女平等推進センター）

すべて予約制で、相談回数は年度内3回まで。1回の相談時間は30分。

実施日時

- ・毎月第1金曜日 午後1時30分～4時30分
- ・毎月第3金曜日 午後6時～9時

予約方法

月曜日から土曜日の午前9時～午後9時に電話予約（前日は午後5時まで）

◇窓口

男女平等推進センター TEL 03-5952-9501

■法テラス東京

収入や資産が一定額以下の方は、1つの問題につき3回まで無料で法律相談を利用できます。1回の相談時間は30分程度です。事前予約が必要です。必要な場合、弁護士・司法書士の費用等を立替えます。

※渋谷・池袋法律相談センターにおいても、無料の法律相談を行っています。

予約は、法テラス東京 TEL 0570-078301 (IP電話からは、050-3383-5300)

※ただし、渋谷のご相談予約は、渋谷法律相談センター TEL 03-5428-5649

■法テラス・サポートダイヤル

オペレーターが、お悩みの法的トラブルに対し、適切な法制度、関係機関を案内します。

受付日時：平日の9時～21時、土曜日の9時～17時

TEL 0570-078374 (IP電話からは、03-6745-5600)

養育費について

【養育費の取り決めに対する支援】

1. 養育費に関する公正証書等作成促進補助金

公正証書等の養育費の取り決めに要する費用に対して、全額補助金を支給します。
申請をするためには、養育費を取り決める前に窓口での事前相談が必要です。

■対象者（下記要件の全てに該当する方）

- ・豊島区の区域内に住所を有し、児童を現に扶養している方
- ・経費を負担した方
- ・債務名義を有している方



■補助額

- ・公正証書の場合：公証役場に支払った手数料
- ・家事調停の場合：申立て費用（収入印紙・連絡用郵便切手・戸籍謄本取得費用）
- ・家事審判の場合：申立て費用（収入印紙・連絡用郵便切手・戸籍謄本取得費用）

2. 養育費保証契約促進補助金事業

保証会社と養育費保証契約を締結する際に、保証会社へ支払った初回保証料の一部に対し、補助金を支給します。養育費保証契約を締結すると、養育費の不払いが生じた場合に、保証会社から養育費相当額が支払われます。

申請をするためには、保証契約を締結する前に窓口での事前相談が必要です。

■対象者（下記要件の全てに該当する方）

- ・豊島区の区域内に住所を有し、児童を現に扶養している方
- ・児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準の方
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方

■補助額

初回保証料額（ただし、月額養育費と5万円を比較して少ない方の額が上限）

◇窓口

子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ TEL 03-3981-2119

～公正証書～

協議内容は公正証書にしておくことで法的に有効になります。養育費支払いのような金銭債務についての公正証書は、債務者が直ちに強制執行に服する旨が記載されている場合は、執行力（債務不履行の場合、裁判所に訴えることなく直ちに強制執行をすることができる効力）を有します。詳細については、公証役場にご確認ください。

◇豊島区内の公証役場

- ・池袋公証役場 TEL 03-3971-6411／豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル8階
- ・大塚公証役場 TEL 03-6913-6208／豊島区南大塚2-45-9 ヤマナカヤビル4階

窓口一覧

窓口・問い合わせ	送り先	内容	頁
子育て支援課 子ども家庭・女性相談グループ ひとり親家庭支援センター	03-3981-2119	ひとり親家庭相談(子育て、就職、経済など)	3
		女性相談(日常生活全般、配偶者からの暴力)	3
		家庭相談(夫婦、親子、嫁姑、扶養など)	3
		東京都母子及び父子福祉資金	7
		ひとり親家庭の子どもの学習支援事業「エール」	19
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	19
		ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	20
		豊島区母子家庭等高等職業訓練促進給付金	21
		豊島区母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金	21
		豊島区母子家庭等自立支援教育訓練給付金	22
		母子生活支援施設	25
		養育費に関する公正証書等作成促進補助金	43
		養育費保証契約促進補助金事業	43
子育て支援課 児童給付グループ	03-3981-1417	児童扶養手当	4
		児童育成手当	5
		児童手当・特例給付	5
		ひとり親家庭等医療費助成	6
		JR 通勤定期乗車券の割引	29
		都電・都バス・都営地下鉄無料乗車券の交付	29
		豊島区立体育施設の使用料(個人利用)免除	32
保育課 幼稚園グループ	03-4566-2481	認定こども園 (教育標準時間認定)	11
		私立幼稚園 園児保護者補助金	12
保育課 入園第一グループ 入園第二グループ	03-3981-2140	保育園 ・ 認定こども園 (保育認定)	11
保育課 私立保育所グループ	03-3981-1823	病後児保育	13
		訪問型病児保育利用料助成	17
子育て支援課 庶務・事業グループ	03-4566-2478	ファミリー・サポート・センター利用料助成制度	14
子育て支援課内 ファミリー・サポート・センター事務局	03-3981-2146	ファミリー・サポート・センター事業	14
子育てインフォメーション	03-4566-2487	子育てに関する相談	3

東部子ども家庭支援センター	03-5980-5275	育児相談、子どもの日常生活や発達に関する相談・ショートステイ(P15)	3	
西部子ども家庭支援センター	03-5966-3131	子育て訪問相談事業(P15) 育児支援ヘルパー事業(P16)	3	
池袋保健所	03-3987-4174	子どもの健康や予防接種に関すること	3	
長崎健康相談所	03-3957-1191	大人のこころとからだの健康相談		
放課後対策課 児童支援グループ	03-3981-1058	学童クラブ	18	
東京都 ひとり親家庭 支援センター	はあと	03-6272-8720	生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援	23
	はあと飯田橋	03-3263-3451	就業支援・ライフプランセミナー	23
くらし・しごと相談支援センター		03-4566-2454	就労支援	23
			住居確保給付金	28
ハローワーク池袋 職業相談 第二部門		03-5911-8609	就労支援・職業訓練	24
東京都産業労働局 雇用就業部能力開発課		03-5320-4716	職業訓練	24
東京しごとセンター 総合相談		03-5211-1571	就労支援	24
自立促進担当課 入居相談グループ		03-3981-2683	子育てファミリー世帯への家賃助成制度	25
			住み替え家賃助成	26
			安心住まい提供	26
			区営福祉住宅(ひとり世帯用)	27
			公的住宅のこ案内(区営住宅)	27
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター		03-3498-8894	都営住宅	27
UR都市機構 池袋営業センター		03-3989-8171	UR 賃貸住宅	28
住宅課 施策推進グループ		03-3981-2655	居住支援協議会	28
水道局豊島営業所		03-5958-5870	都営水道料金の免除	30
豊島清掃事務所		03-3984-9681	粗大ゴミ収集手数料の免除	30
土木管理課 駐輪場管理グループ		03-3981-4847	区立自転車駐車場等の利用料免除	31
学習・スポーツ課 スポーツ振興グループ		03-4566-2764	豊島区立体育施設の使用料(個人利用)免除	32

豊島区民社会福祉協議会 総務課 貸付担当	03-6388-0055	生活福祉資金	8・9
		総合支援資金	10
		受験生チャレンジ支援貸付事業	34
豊島区民社会福祉協議会共生社会課 共生社会推進担当	03-3984-9375	親子ふれあい助成	31
学務課 学事グループ	03-3981-1174	就学援助	33
生活福祉課 相談グループ	03-3981-1842	豊島区奨学金の制度(給付型)	33
東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当	03-5227-1255	私立高等学 校の教育費負 担を軽減する 事業	私立高校等就学支援金 34
東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当 奨学給付金担当	03-5206-7925	私立高等学校等授業料軽減 助成金	35
			私立高等学校等奨学給付金 35
東京都教育庁都立学校教育部 高等学校教育課 経理担当	03-5320-7862	東都立高等学校の授業料、入学金	36
東京都私学就学支援金センター 入学支度金担当	03-5206-7926	入学支度資金	37
(公財)東京都私学財団 育英資金課	03-5206-7929	東京都育英資金	37
(独)日本学生支援機構	在学する学校へ問い合わせ ください	日本学生支援機構奨学金 国の高等教育の修学支援新制度	38
税務課 課税調整グループ	03-4566-2353	税金関係	39
税務課 課税第一グループ	03-4566-2354		40
税務課 課税第二グループ	03-4566-2355		
区民相談課 庶務・相談グループ	03-3981-4164	弁護士による法律相談	42
男女平等推進センター	03-5952-9501	弁護士による女性の法律相談 女性臨床心理士によるこころの健康相談	42 3
池袋公証役場	03-3971-6411	公正証書作成	43
大塚公証役場	03-6913-6208		
法テラス東京	0570-078301 050-3383-5300	弁護士による法律相談 池袋法律相談センターの予約受付	42
法テラス・サポートダイヤル	0570-078374 03-6745-5600	オペレーターによる法制度案内	42

ひとり親家庭のしおり
令和5年6月1



編集・発行
豊島区子ども家庭部子育て支援課
子ども家庭・女性相談グループ

〒171-8422
豊島区南池袋2-45-1

03(3981)2119

